

関係各位

横浜税関職員の通年轻装化実施について

平素より税関行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜税関では職員の働き方改革の一環として、下記のとおり通年での職員の軽装化（上着、ネクタイ等なし）を実施いたします。本取組へのご理解のほど、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 目的

- (1) 働きやすい軽装で業務を行う職場環境の整備により、業務能率の向上および職員の心身の健康維持を図る。
- (2) 軽装の取組みにより適正な室温設定で空調を使用することで、省エネルギー及びCO₂排出抑制を図る。

2. 実施期間

通年

3. 対象職員

全職員（制服を着用する職員を除く）

4. 軽装の範囲

軽装の範囲は、ネクタイやジャケットの着用に限定することなく、過度な冷暖房に頼らない服装（半袖シャツ、カーディガン等）とします。ただし、式典への出席等、社会通念上必要と判断される場面においてはネクタイやジャケットを着用いたします。

5. 留意事項

職員一人ひとりが業務性質やTPOに応じて、公務員としての品位と節度ある服装に心がけます。